

令和6年9月定例会 総務委員会（付託）

令和6年9月25日（水）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

福山委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより公安委員会関係の調査を行います。

公安委員会関係の付託議案はありませんが、この際理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 阿波吉野川警察署新庁舎の整備場所に係る検討結果について（資料1）

堺警察本部長

私から、阿波吉野川警察署新庁舎の整備場所に係る検討結果について御報告いたします。資料、阿波吉野川警察署新庁舎の整備場所に係る検討結果を御覧ください。

県警察では、阿波吉野川警察署新庁舎整備につきまして、昨年9月、現在地における建て替え整備に向けて検討を開始いたしました。

しかし、現在地の急斜面や警察署敷地への動線のほか、災害や交通事故等による道路途絶等の影響も踏まえ、県警察として今年度、委託事業者の支援の下、新庁舎の機能や規模等を取りまとめた基本構想の策定を進める中で、改めて現在地が抱える課題等を整理し、移転整備との比較検討を行い、最適な整備場所を検討することといたしました。

その上で、可能性のある移転候補地について比較検討を行った結果、新庁舎の早期整備や既存ストックの有効活用の観点から、県有財産のうち今後の利用計画や敷地の広さなどの条件を踏まえ、現在、農林水産部が所管しており、約9,700㎡の敷地面積を有する吉野川市鴨島町所在の旧農業研究所鴨島分場を選定いたしました。

さらに、警察力の強化や県民の利便性等の様々な観点について、委託事業者の報告も踏まえて現在地との比較検討を行った結果、旧農業研究所鴨島分場への移転整備が、現在地での整備よりも総合的に優位性があると判断し、この度、同所への移転整備について組織決定したところでございます。

具体的に申し上げますと、阿波吉野川警察署管内で事件事故の発生が最も多い吉野川市鴨島町において、警察官を迅速かつ重点的に動員でき警察力が一層強化されるほか、周辺の道路状況から、災害や交通事故の発生時にも複数の経路から出動が可能であること、また、連携を求められることの多い他機関との地理的距離が近いこと、さらには平坦かつ十分な広さを有することから、来庁者が出入りしやすい庁舎の配置や工事期間の短縮も期待できるなど、複数の観点においてメリットが認められました。

こうしたことを踏まえ、地元の御意見もお聞きした上で、総合的に同所への移転整備がより望ましいものとの判断に至ったところでございます。

今後は、同所を所管する農林水産部との調整のほか、新庁舎に係る基本構想の策定を進

めるなど、一日も早い整備に向け、引き続き取り組んでまいります。

委員の皆様には、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

福山委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岡本委員

先ほど本部長から報告がありましたが、まずは、吉野川市鴨島町にやっと決まって良かったと思っています。県央部の活動拠点は非常に大事なんだけど、場所が変わるということで、工期が延長になるとか、その辺が少し心配なんだけど、大丈夫ですね。要は早くしてほしいんだけど。

平松警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課長

移転建て替えをした場合、工期が遅れる可能性があるのではないかと御質問でございます。

先ほど本部長報告にもございましたが、今年度、委託事業者の支援の下、新庁舎の機能や規模、事業スケジュール等を整備する基本構想の策定を進めているところであり、この度、事業者から現地建て替えと移転建て替えとを、工期や敷地の特性などの様々な観点から比較した検討状況について、中間報告という形で意見が提出されたところでございます。

事業者の意見によれば、現地で建て替え整備した場合、限られた敷地の中で警察機能を維持しつつ庁舎整備を進める必要があり、工期の長期化が見込まれるため、移転建て替えを採用するほうが、より短い期間での庁舎整備が可能との見解でありました。

県警察としては、新庁舎の一日も早い整備に向け、引き続き取り組んでまいり所存でございます。

岡本委員

現地でするより移転のほうが早くできるということで、いいと思います。徳島新聞にも載っていたところですが、どのように場所を選んだのか、もう少し詳しく教えてください。

平松警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課長

どのように場所を選んだのかと御質問でございます。

県警察では、新庁舎整備において、現地建て替えと移転建て替えとの比較検討を実施するに当たり、可能性のある移転場所、移転候補地につきまして、既存ストックの有効活用の観点から、県有地のうち、今後の利用計画や警察署整備に必要な面積等の条件を踏まえまして、複数の候補地の中から選定を進めてきたところでございます。

その結果、警察署の整備に適した場所的観点も踏まえまして、吉野川市鴨島町に所在いたします旧農業研究所鴨島分場及び同南圃場の2か所を抽出したところでございます。

旧農業研究所鴨島分場につきましては、徳島板野警察署と同規模の面積で、庁舎整備に十分な広さがあること、南圃場につきましては、低層住宅等の建築を前提とした第1種低層住宅専用地域の用途地域であり、法的課題が大きく、事業スケジュールに影響を与えかねないことから、最終的に旧農業研究所鴨島分場を比較検討の対象として選定いたしました。

その上で現地整備と移転建て替えとを比較検討した結果、阿波市、吉野川市を管轄する阿波吉野川警察署管内では、刑法犯認知件数は約5割、交通事故は約3割が吉野川市鴨島町で発生しているなど、治安情勢をはじめとする様々な観点を踏まえまして、同所への移転建て替えが最適と総合的に判断したところでございます。

岡本委員

鴨島町は刑法犯の認知件数が約5割で、交通事故が約3割ということで、大変危険なところに持っていったのは、非常に良い感覚だなと思っています。

しっかり治安とか防災の面で、一日も早く整備されることを望みます。

ただ、うちの議員が言っているのですが、場所的に浸水の心配があるとか、何かいろいろと言われているから、その辺の対策もしっかりやってくれるよね。

これは余談なんだけど、大分前に勝浦の駐在所がなくなりますと警察から話があったときに、なぜなくなるのかと理由を聞いたんです。事件事故がほとんどないから、この場所には駐在所はなくてもいいと思いますという意見でした。住民がどう言ったか。駐在所があるから事件事故がないんでしょう、それはおかしいと言っていたのを今、思い出しました。

警察とか駐在所はなかなか近寄り難いところもあるんだけど、それぐらい地域にあることがとても大事だということを、何か新しくできると、そのことを痛感するんです。

もう一回言いますけど、一日も早く完成されて、住民の治安がちゃんと守れるようによろしくお願いします。

北島委員

今、岡本委員から、警察署、駐在所の移転は、場所によっては地域の治安に大きくつながるというお話がございました。

昨日、藍住町の藍住交番の内覧会に行かせていただきました。

10月1日からの運用で、非常にきれいな、様々な環境に配慮した建物でありますし、特に藍住町におきましては人口も増えているところで、また役場の前にできたことは、非常に大きな効果があるのかなと思っています。

昨日10時から内覧会で、北島町から藍住町に向かっておりますと、ちょうど板野署の隣、昔TSUTAYAがあった所に、ヘルメットをかぶった工事関係の方がいろいろ作業をされておりました。先般2月定例会でもお話が出たと思いますが、遺失物センターを開設されるということで、この工事なのかなと思った次第です。

この遺失物センターはもう今工事に掛かっていると思いますけども、これについて何点か聞きたいと思います。

改めて、遺失物センターの設置を検討するに至った経緯について、マスコミの方もおら

れますので、県民の皆様に広報という意味合いも込めてお知らせしていただけたらと思います。

富永警務部参事官兼会計課長

北島委員から、遺失物センターの設置の経緯につきまして御質問を頂きました。

令和5年中の県下における遺失物拾得届の受理件数は7万1,876件、物品数については14万182点でございます。それぞれ平成25年と比較して1.5倍と大幅に増加しており、物品数については、統計として残っております平成7年以降で最も多くなっているところでございます。

こうした情勢を受けまして、遺失・拾得物に関する問合せなどが増加しておりますが、落とした場所が分からない方が、どの警察署に連絡すればよいか迷われる場合もあると認識しております。

また、大量の拾得物件を提出いただいている大型店舗などの施設占有者の皆様には、警察署の窓口で長時間お待ちいただく場合もございます。

そこで、各警察署の業務を一定程度集約する遺失物センターを設置いたしまして、問合せ先の明確化と、より迅速で質の高い対応を図ろうとするものでございます。

北島委員

遺失物も非常に増えており、またそれを落としたという問合せに対しても、遺失物が増えている分待っていただくような形になるとのことでございます。

この解決策として非常に良い方針、事業かと思っておりますが、このセンターで実施する業務の内容について、もう少し詳しく聞かせてください。

富永警務部参事官兼会計課長

業務の内容につきましての御質問でございます。

まず、コールセンター業務として専用電話を新設し、これまでの各警察署の代表電話に加え、落とし物に関する新たな総合窓口を開設いたします。

この専用電話は県下全域を受理の対象とした直通電話でございます。平日の8時30分から17時15分までの間、落とし物に関する各種問合せ等に対応することとしております。

また、施設占有者からの提出物件対応といたしまして、県内の拾得届の受理件数の約8割を占めております徳島中央署、徳島名西署、徳島板野署、鳴門署の4警察署管内における大型店舗など、主要な施設占有者の皆様から遺失物センターに拾得物件を提出いただくことにより、複数の専従員による迅速な対応を図ってまいりたいと考えております。

このほか、拾得の届出から一定期間が経過し、県に所有権が移った物件の売却手続の一括処理など、警察署の遺失物担当者をサポートする業務なども想定しているところでございます。

なお、コールセンター業務の一環といたしまして、先に申し上げました4警察署の代表電話に架電のあった落とし物に関する各種問合せ等については、遺失物センターに転送の上、対応することとしております。

北島委員

事業所からの遺失物に関してはこのセンターで受け付けるということで、総合周知をしていくとのことでした。

一般の方々が届出する場合、池田町や牟岐町の方もおられると思います。そういったところの警察署や交番で届出ができなくなるのではと思いますけども、そうした対応はどうされるのでしょうか。

富永警務部参事官兼会計課長

警察署の対応につきましての御質問を頂きました。

今申しました遺失物センター設置後におきましても、引き続き警察署や交番において遺失届、拾得届の受理を行うこととしております。

その上で、遺失物センターの設置により、落とし物に関する電話による問合せ対応、施設占有者からの提出物件対応につきまして、より迅速で質の高い対応が期待できるものと考えております。

また、この秋から遺失物関係システムを県システムから警察庁のシステムに移行する予定でございまして、これにより警察庁の専用サイトからオンラインで遺失届の提出が可能となるなど、遺失物センターの設置と併せて各種届出の利便性がより高まるものと考えております。

北島委員

一般の方々も利便性が高まるということで、非常に期待するところであります。先ほど専用電話を設置するとのことでしたが、もう決まっているのでしょうか。もし電話番号が決まっていれば、広報の意味も込めてここで発表していただきたいし、運用開始の日も決まっていれば、併せて発表をお願いします。

富永警務部参事官兼会計課長

遺失物センターの電話番号や開所日につきましての御質問を頂きました。

まず、遺失物センターの専用電話番号につきましては、088-698-1428とする予定でございます。

この下4桁の1428については、い・し・つ・発見の語呂合わせになっておりまして、県民の皆様にも覚えていただきやすい番号であると考えております。

次に、運用開始日につきましては、内装改修などの進捗状況等も踏まえ、本年12月2日月曜日とする予定でございます。

12月からの運用開始に向けまして、遺失物センターの概要や専用電話等につきまして、県民の皆様にも広く周知を図ってまいりたいと考えております。

北島委員

12月まで時間はありますが、先ほどの電話番号や体制を県民の皆様にも早く、そして広く周知していただくことをお願いし、質問を終わります。

岡田（晋）委員

先ほど正式発表がありました阿波吉野川警察署の移転については、老朽化した危険な建物がより広い場所に新築されることを歓迎いたします。

課題もあると思いますが、決定した以上は、岡本委員が言われたように、一日でも早い完成を目指して、前倒しでの計画実行をお願いしたいと思います。

それでは、交番・駐在所の加入電話の廃止についてお聞きします。

先日、新聞等で、この10月から交番・駐在所の加入電話が廃止されるという記事を見て驚きました。実は今回、このことについて要望することにしていましたからです。

交番や駐在所に電話を掛けてもなかなか出てもらえない。交番や駐在所の前室に1台配置されている電話機では、後ろの部屋で待機している警察官には聞こえにくいので、それを改善するため、子機を警察官が待機している後室にも付けてもらいたいと要望する予定でした。

交番・駐在所といえど、広い範囲を受け持つ警察署と違い、地元の方の相談などに親身に対応いただける本当に身近な警察施設です。私も毎日のように鴨島町交番の前を通っていますが、交番で駐在さんの顔が見られる、声が聞ける、それだけで我々住民は安心に思うことがあります。

しかし、その窓口となる駐在所の電話が無くなると、駐在さんとの連絡手段を断たれるのではないかと、すごく不安に感じる方もいると思います。

そこで質問いたします。

新聞記事にも説明はありましたが、県警が交番・駐在所の加入電話を廃止する経緯について、改めて伺います。

平松警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課長

交番・駐在所の加入電話を廃止する経緯についての御質問でございます。

現在、交番・駐在所には一般加入電話を設置しておりますが、パトロールや事案対応等に伴う勤務員の不在時には電話対応ができない状態となっていることもあり、県民の方からもつながらないとの意見が寄せられているところでございます。

また、各交番・駐在所の一般加入電話の受理状況について調査したところ、1日に受理した件数の平均が、交番では1.28件、駐在所では0.14件と少ないことが確認された上、その架電内容につきましては、勧誘やセールスなどの業務外のものや無言電話など、警察活動に結び付かないことが少なからず認められたところでございます。

そこでこの度、交番・駐在所の一般加入電話を廃止しまして、電話受付を警察署の代表電話に集約することといたしました。

岡田（晋）委員

交番・駐在所の警察官が、勤務中に無用な電話に対応することがなくなるという御説明でした。

職場環境を整備し、業務に専念できる観点で、良い取組と思います。

加入電話を廃止することで警察活動にもっと取り組んでいただけるということだと思いますが、具体的にどういった効果があると考えているのか、お尋ねします。

平松警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課長

廃止することによる効果につきましての御質問でございます。

交番や駐在所の一般加入電話を廃止し、事件事故発生時の通報や電話窓口を警察署に集約することによりまして、勤務員の活動状況に応じた指揮運用により迅速な対応が可能になるほか、勤務員の不在時も漏らさず問合せや相談に対応できること、交番・駐在所の勤務員がパトロールや事案対応等の警察活動に注力できることなど、県民サービスの向上や警察活動の強化が期待されるところでございます。

岡田（晋）委員

業務に集中でき警察活動が強化されるとともに、現場に警察官が素早く来てくれるという御説明でした。大変、心強く感じます。

また実際、私も鴨島町交番や美郷駐在所に用事があって電話を掛けた際に、誰も電話に出られないことがあり、少しストレスを感じたこともあります。そういったことも解消され、さらに経費も削減されるので良いことだと思います。

しかし、電話を掛ける住民側にとっては、交番の警察官がいつも元気に電話に出てくれていたのに、ある日突然電話がつながらなくなると、逆にとても不安に感じると思います。

そこで、交番や駐在所に頼って電話を掛けてきた方のそういった不安、廃止に伴うトラブルなどが起きないようにお願いしたいと思いますが、県警ではそういった対応について、どう検討されていますか、お聞きします。

平松警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課長

廃止への影響についてでございますが、県警察では交番や駐在所の一般加入電話の廃止に当たり、住民の方が不安にならないよう、県警ホームページやSNS等の広報媒体の活用や警察署の街頭活動等を通じまして、周知徹底に努めているところであります。

あわせて当面の間、半年間は廃止した一般加入電話に架電した際、音声アナウンスで管轄する警察署の電話番号を案内することとしております。

交番・駐在所員と直接のやり取りを希望される方には、電話を受けた警察署から勤務員に転送又は折り返し連絡して対応することとしており、市民応接等についても、これまでどおり変わらないものと考えております。

県警察では、引き続き交番・駐在所における効果的な警察活動を推進し、地域住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

岡田（晋）委員

加入電話の廃止が警察官の活動の強化や治安の向上につながると思いますが、私たちにとって何かあったときに、まず頼りになるのが交番・駐在所であります。

廃止により、警察官の負担軽減と住民のための活動がより多くできるように、今後は交番や駐在所が不在になったときの対応の新たな取組として、AIスピーカーなどによる案内や問合せができるよう、住民に不便を掛けないシステムの構築を検討していただくことを要望して、この質疑を終わります。

次に、自動車運転免許試験についてお聞きします。

私の家の近所にアフガニスタンの方が住まれているとのこと。お母さんが子供を送り迎えしたいので車の運転免許を取りたいとの相談があり、世話・通訳係として松茂町の運転免許センターに連れて行ってあげました。そして、手続や実地試験にも立ち会いました。運転免許センターは厳しいイメージがありましたが、そのときの担当の方はとても親切で、警察は怖いとのイメージが一新されました。

さて、外国語運転免許学科試験の運用状況についてお聞きします。

徳島労働局によると、令和 5 年 10 月末時点の県内の外国人労働者は 5,656 人と、前年同期から 11.7% 増加しており、過去最多とのこと。吉野川地域も外国人労働者が増加してきており、昨年同期から 3.8% 増えております。

徳島県に居住して働くためには、車の運転免許は必須になると思いますが、これまで県警では、外国語による運転免許学科試験が英語や中国語しか対応していなかったために、他言語の場合は県内で学科試験を受けられずに不便していたとの声を聞きました。

春先にこれらの運用が拡大されたと記憶しておりますが、現在はどのような言語に対応しているのか、お伺いします。

田村交通部参事官兼交通企画課長

外国語運転免許学科試験の対応状況についての御質問でございます。

警察では、就労する外国人の増加や、外国人の特定技能としてバス、トラック、タクシーなどの運送業の追加が閣議決定されるなど、外国人の運転免許需要に応えるため、外国語による運転免許学科試験の拡大を図っているところでございます。

本県におきましては、外国語の学科試験について、平成 10 年に英語の 1 種免許や仮免許で受験を開始し、平成 29 年に中国語で同種区分の学科試験を追加いたしました。

そして、本年 4 月 22 日に、英語の 2 種免許、ベトナム語も 1 種免許と仮免許の学科試験を拡大し、さらに 6 月 28 日から、タガログ語、インドネシア語、韓国語などの 17 言語を加えまして、現在、20 言語の 1 種、2 種、仮免許の学科試験に対応しているところでございます。

岡田（晋）委員

20 言語での受験が可能になったとのことで、県内の外国人にとって運転免許取得時の利便性が高まり、ドライバー不足の解消にもつながるものと思います。

次に、運用開始後の効果についてお聞きします。

4 月からベトナム語の運用を先に開始したとのことですが、私の身近にも多くのベトナムから来られている方がおられます。例えば、ベトナム語で受験をした方の合格率は上がっているのでしょうか。運用開始前と開始後の状況を教えてください。

田村交通部参事官兼交通企画課長

ベトナム語による学科試験の運用開始後の合格率についての御質問でございます。

ベトナム語の学科試験に関しまして、本年 1 月から運用開始前日の 4 月 21 日までの約 4 か月間と、運用開始後 4 月 22 日から 8 月末までの約 4 か月間を比較いたしますと、運用開

始前にはベトナム人が運転免許を取得しようとする場合、日本語、英語、中国語のいずれかの言語で受験してもらっておりまして、この間は全員が日本語で受験を行い、延べ51人の受験者に対しまして合格者15人、合格率が約29%でございます。

運用開始後の約4か月間では、ベトナム人の学科試験の受験者は延べ83人で、うちベトナム語での受験者は69人、合格者が32人、合格率で申しますと約46%であり、その率は上がっているところでございます。

岡田（晋）委員

合格率が上がっているとのことであり、母国語での受験による効果が表れていると思います。引き続き周知広報に努めていただきたいと思います。

次に、運用が拡大された外国語についてお聞きします。

今回拡大した言語の中にドイツ語やフランス語がないと聞いておりますが、それはなぜでしょうか。また、他の外国語を増やすなど今後、拡大していく予定はあるのでしょうか、お聞きします。

田村交通部参事官兼交通企画課長

フランス語やドイツ語の学科試験がないのは、これらの国は我が国での運転に必要な知識や技能の確認が免除される特例の対象で、既に自国の運転免許を持っている場合には運転に必要な知識や技能の確認が免除され、視力検査などの適性検査のみで日本の運転免許に切り替えることができるためでございます。

こうした我が国の運転に必要な知識や技能の確認を免除されている特例の対象は、現時点で29の国と地域となっているところでございます。

一方、ベトナムなどの東南アジアの国々の多くは特例の対象国ではないため、日本国内で運転する場合には、自国運転免許の切替手続き時に知識と技能の確認を受けていただくか、又は新たに日本の運転免許を取得していただく必要があります、外国語の学科試験を拡充することにより、外国人が日本の運転免許を取得しやすい環境を考慮したものでございます。

引き続き利用者のニーズを踏まえ、外国語運転免許学科試験の必要性を考えてまいりたいと思います。

岡田（晋）委員

是非より多くの外国人のニーズを吸い上げて、運転免許試験など警察行政全般にグローバル感覚をより多く取り入れていただくことを要望して、質疑を終わります。

東条委員

私は今回、代表質問で性暴力の問題を取り上げさせていただいたのですが、警察はどの事件でも連絡が入り、関わっていただけたと思います。

今回の代表質問で聞けなかったことを聞きたいと思います。

最近、SNSなど交流サイトを通じ、少年少女が性犯罪に巻き込まれるという事件が増えています。未成年者への性犯罪は、子供たちの人生を左右する人権侵害で断じて許されず、SNSが急速に普及する中で、子供たちを守る対策が本当に必須だと思います。

そこで何点かお伺いします。7月にも新聞に掲載されていましたが、SNSに関連する性犯罪が毎年のように増えているようなんですけれども、発生件数や検挙状況はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

上田生活安全部参事官兼生活安全企画課長

ただいま委員から、県内における少年の被害状況について御質問を頂きました。

県内におけるSNSやインターネットに起因して少年が性被害に遭った事件につきましては、不同意性交や不同意わいせつ、みだりに青少年と性行為を行う青少年健全育成条例違反、金銭を支払い児童と性行為に及ぶ児童買春、児童に裸の写真を送らせるなどの児童ポルノ禁止法違反などがございます。

これらの事件につきましては、過去3年で申し上げますと、令和3年は8人、令和4年は7人、令和5年は4人の少年の被害を認知しております。

また、本年8月末の被害者については5人でございまして、その内訳は、不同意性交が一人、不同意わいせつが一人、青少年健全育成条例違反が一人、児童ポルノ禁止法違反が二人となっております。

これらの認知した事件につきましては、いずれも検挙しているところでございます。

東条委員

少し減ったり、今年はまた増えているのかなと思います。

このような犯罪は、SNSなどで大人が子供たちを言葉巧みに誘導して犯行に及び、悪質かつ手口もいろいろかと思うのですが、被害についてどのような特徴があるのか、分かれば教えてもらいたいと思います。

上田生活安全部参事官兼生活安全企画課長

御質問の被害の特徴について申し上げます。

SNSにおきましては年齢や性別、善意悪意の別など、その素性が分からない不特定の者と簡単につながるといった特徴がある一方で、被害少年におきましては、迎合したり、安易に信用してしまったりするなどの特徴が見られるところでございます。

こうしたことにより、県内においても、少年がSNS等で知り合った悪意を持った者を安易に信用してしまい、その後、性的な話題に誘導されて、相手方から求められるがまま、裸の画像や性的な動画の送信等に応じてしまったり、その画像や動画を拡散するなどと言って脅されて更なる画像等の送信を要求されたり、実際に会って不同意性交等の性的な被害に遭ってしまったりといった被害が続いているところでございます。

東条委員

私も田舎の徳島は大丈夫かなと思っていたんですけれども、ネットは全国ですよ。特に、田舎の子供ほど純粋というか、^{だま}騙されるケースがあるようなのです。

多分、今後もSNSは普及しますので増えていくだろうと思います。そういう悪質な犯罪から未来ある子供たちを守るために、警察が取り組んでいる対策はあるのでしょうか。あるのでしたら教えていただきたいと思います。

上田生活安全部参事官兼生活安全企画課長

警察における性犯罪被害の防止対策について御質問がございました。

県警察におきましては、被害を防止するため、保護者に対する啓発活動や児童に対する情報モラル教育、携帯電話販売店に対するフィルタリング実施の要請などの取組を進めているところでございます。

また、サイバーパトロール等によって、児童の性被害につながる不適切な書き込みの発見に努めております。発見した場合には県警察のX公式アカウントを使用して、児童と思料される者に対しましては、性犯罪等の事件に巻き込まれる危険性があること、児童ポルノの画像販売は犯罪になること、一方、児童の相手方と思料される者に対しましては、児童買春、児童ポルノの製造や保護者の同意なく宿泊先を提供するなどの行為は犯罪になること、犯罪を犯した場合は警察として検挙の措置を講じることなどのメッセージ等を直接送信することにより性被害等の防止を図っておりまして、本年8月末現在、40件の指導警告を実施しております。

今後も引き続き学校等の関係機関や事業者の方々と緊密に連携しながら、これらの取組を一層推進してまいります。

東条委員

様々な手法で被害防止に取り組んでいることはよく分かりました。

子供たちが悪質な性犯罪被害に遭わないために、引き続き被害防止に向けた取組をお願いしたいと思います。

それと、性犯罪、ストーカーやDVは再犯率がすごく高いというふうに思います。

最悪は命に関わる問題です。そういう形で被害者の方が逃げていくとか、被害者の方が、ちょっとということもあるのですが、加害者の問題が言われていないと思います。

加害者の再犯防止に向けた対策についても今後検討していただき、充実していただくようお願いを申し上げて、質問を終わります。

福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時15分）